

# みんなの声

平成 18 年 10 月に、県土整備部に寄せられた県政提言への取り組み状況について掲載しました。

ご提言いただきありがとうございました。

## みんなで創る”みんなの県土”

これからも皆様の声を大切に、県土づくりを進めてまいります。

opinion/idea/proposal/recommendation

子供達が外で遊べる場所が減っている。そのような場所があっても禁止事項が多く抑圧されている。子供達が遊べる広場をもっと多く作り、禁止事項は最小限にしてほしい。キャッチボール禁止はやりすぎだと思う。

2006/10/16／電子メール

子供達が気軽に遊べる身近な広場として、市町村が整備を行っている街区公園や近隣公園などがあります。市町村ではより多くの方々がこれらの公園を利用できるよう、厳しい財政状況の中で、その整備に努めています。

また、これらの公園の禁止事項はそれぞれの市町村の判断で定めています。公園は小さな子供からお年寄りまで、多くの方々が利用しますので、キャッチボール禁止などの禁止事項が設けられるのは、安全上の問題などからやむを得ない面があるものと考えます。

なお、県が管理している広域公園（御所湖広域公園、花巻広域公園）においても、利用者から苦情をいただいていることなどから、小さなお子様への危険防止のため、公園内的一部で、硬いボールによるキャッチボールを御遠慮いただいております。

これらの公園を幼児から大人まで安全で楽しく御利用いただくため、御理解と御協力をお願いします。

opinion/idea/proposal/recommendation

車道への雪の投げ捨てについて、冬場になると、車道へ雪を投げ捨てる光景をよく目にする。交通の安全を確保した場所に再び雪を投げ込むことは、除雪作業の妨害・公務の妨害に値するのではないか。

道路への雪の投げ捨てを条例で禁止して罰則を設ける代わりに、民家の出入口に標識を建て、除雪の際、その標識のある場所には雪が残らないようにしてはどうか。

2006/10/2／電子メール

県では、道路への雪出しを行わないよう道路周辺地域の皆様のご協力とご理解をお願いしながら、冬季の安全な交通の確保に向け除雪事業を行っています。

また、道路の交通に支障を及ぼすおそれのある行為、又は交通の妨害となるような除雪は、次の 2 つの法令により禁止されています。なお、法令に違反した場合には罰則規定があります。

・道路法第 43 条第 1 項第 2 号

・岩手県道路交通法施行細則第 22 条第 1 項第 6 号

ご提案のありました出入口付近への標識設置については、道路の見通しの確保、設置箇所、設置方法、費用負担等の課題があるほか、出入口の雪塊等の再処理が必要であることなど、除雪経費の負担増につながり、対応が難しい状況です。

opinion/idea/proposal/recommendation

「平庭トンネル早期完成を」という住民大会が開かれた事を知った。平庭高原は「難所」ではないと思うし、風光明媚な聖なる山に「穴を掘る」という事に理解できない。狭い部分の道路は拡幅すればよいと思う。早ければ良いという考え方には賛同できない。平庭高原にはトンネルはいらない。道路には車を一台寄せる程度の広さの場所を所々に作れば休憩し、空気も吸えるので良いと思う。

2006/10/23/文書

一般国道 281 号「平庭峠」の整備については、昨今の公共事業を取り巻く環境が非常に厳しいことから、県全体の道路整備計画の中で、公共事業予算の動向や交通量の推移等を見極めながら、整備手法を含め、様々な角度から検討を行うこととしています。

opinion/idea/proposal/recommendation

県職員の落ち葉清掃をニュースになっていたが、ニュースになること自体おかしい。

2006/10/27/電子メール

一般国道 455 号周辺歩道の落ち葉清掃については、平成 16 年から内丸周辺に所在する国と県の行政機関（盛岡地方裁判所、法務合同庁舎、国合同庁舎、盛岡東警察署、県議会事務局、県土整備部、盛岡地方振興局等）の職員有志が、ボランティア活動として行っています。毎年の恒例行事となり、参加団体・人数とも多いことからマスコミの目に止まり報道されたものと思われます。

このような活動は、民間や行政機関を問わず、社会の一員として自主的に取組まれるべきものであり、今後も職員ボランティアによる清掃活動を続けていきます。

opinion/idea/proposal/recommendation

振興局土木部管理課の課長または係長と思われる職員の対応がとにかく遅い。仕事全般が遅い上に、質問をしたことに対して、分からぬことを本庁かどこかに電話で確認することがあるが、5 分どころではなく、長々と電話で話していたりする。時間を指定して伺っても、電話で話し続けていたりするが、人を待たせる態度ではない。職員の落ち葉清掃をニュースになっていたが、ニュースになること自体おかしい。

2006/10/24/電話

広域振興局、地方振興局等の土木部の職員（臨時職員と非常勤職員を含む。）に対し、来客対応の迅速化に努めるとともに、お待たせする時は予め待ち時間を探すこと、また、来客者の誤解や不信を招かないよう勤務態度に十分注意することについて、各所属長等を通じて周知しました。

